

1. はじめに

(1) 病院局の使命

市立病院の役割（病院局の使命）

1. 市民が必要とする安全・安心な医療を提供する
2. 健全な病院経営を確立し、市立病院を持続発展させる

(2) 千葉市立病院改革プランの概要

ア 千葉市立病院改革プランの策定の経緯

平成19年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007について」では「総務省は、平成19年内に各自治体に対しガイドラインを示し、経営指標に関する数値目標を設定した改革プランを策定するよう促す」こととされたことから、総務省に「公立病院改革懇談会」が設置され、平成19年11月12日に改革ガイドライン（案）がまとめられました。

その後、総務省は、地方公共団体等の意見を聴取し、同年12月24日に総務省自治財政局長より「公立病院改革ガイドライン」（以下「改革ガイドライン」と言う。）を地方公共団体に通知（総経経134号総務省自治財政局長通知）しました。

改革ガイドラインでは、公立病院が地域において必要とされる良質な医療を継続的に提供していくために、①経営効率化、②再編・ネットワーク化、③経営形態の見直しの3つの視点に立った改革を一体的に推進する必要があるとあり、地方公共団体は「改革プラン」を策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組むこととされました。これを受け、本市では平成22年1月に千葉市立病院改革プラン（以下「現改革プラン」という。）を策定・公表しました。

イ 現改革プランの見直しの理由

現改革プランは、平成21年度からの5ヵ年の計画として策定しましたが、そのうち、取組事項や主要指標などは21年度からの3ヵ年計画となっています。このことから、24年度以降の取組事項や主要指標を新たに定めることが必要となり、新千葉市立病院改革プラン（以下「新改革プラン」という。）を策定しました。

ウ 新改革プラン策定の前提条件

本市では、中央区に位置する市立青葉病院及び美浜区に位置する市立海浜病院の2病院を、平成23年4月より地方公営企業法全部適用に変更し、運営しています。それぞれの病院の特徴を活かしながら、現在地での2病院体制及び現在の診療科目を維持することを前提に現改革プランを見直し、新改革プランとして策定しました。

(3) 新改革プラン策定の基本方針

「市立病院として、自立自尊の精神による持続可能な経営体質の獲得を目指す。」こと、加えて現状の2病院体制において、それぞれの病院が10年後に目指すべき病院像を描き、新改革プランはその第一幕（平成24～26年度）の経営改善計画として位置づけることを基本方針としました。

(4) 新改革プラン策定にあたって参考とした事例（独立行政法人国立病院機構）

新改革プラン策定にあたっては、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）における改革事例を参考としました。

ア 国立病院機構の概要

①設立

平成16年4月1日

②組織の規模（平成23年4月1日現在）

病院数 : 144病院
 運営病床数 : 52,558床（全国シェア3.5%）

③患者数（平成22年度実績）

入院患者数（1日平均）44,570人（病床利用率84.8%）
 外来患者数（1日平均）48,043人

④役職員数（常勤）

役員数 7人
 職員数 52,303人
 ※医師5千人、看護師32千人、その他15千人
 ※看護職の副院長を5病院に配置

イ 国立病院機構の財務状況

国立病院機構は、平成16年度の独立行政法人化以降、経常収支で黒字を維持しており、平成22年度決算は経常利益が583億円です（下記損益計算書参照）。収入には、国からの財政支出である運営費交付金435億円が含まれますが、このうち、地方公営企業法に基づく一般会計からの財政支出（以下「繰入金」という。）に相当するものは107億円で、経常収益の1.2%に相当します。このように、国立病院機構では基本的に自己の診療収入のみによって運営されています。

また、個々の病院においても、独立行政法人化時点の平成16年度決算では74病院が赤字病院でしたが、平成22年度決算では20病院に減少するなど収支の改善が進んでいます。

平成22年度 国立病院機構損益計算書 (単位：億円)

費用		収入	
科目	金額	科目	金額
経常費用	8,213	経常収益	8,796
人件費	4,588	医業収益	8,152
材料費	1,921	運営費交付金収益	435
減価償却費	503	その他収益	209
支払利息	118		
その他経費	1,083		
臨時損失	95	臨時利益	7
経常利益	583	純利益	495

経常収益の1.2%程度

(内訳)

繰入金に相当するもの107	
診療業務	49
看護師養成所	6
臨床研究	47
その他	4

退職手当(国直営時代)328

ウ 政策医療への取り組み

重症心身障害、筋ジストロフィー、心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療など国が行うべき政策医療を適切に実施しています。

※主な政策医療における国立病院機構のシェア

心神喪失者等医療観察法・・・66.9%
 筋ジストロフィー・・・・・・95.6%
 重症心身障害・・・・・・38.6%
 結核・・・・・・38.3%

(5) 新改革プランの計画期間

平成24年度から26年度までの3年間